

利用料金表（令和3年4月より）

☆介護保険

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設短期入所生活介護費 （Ⅰ） 《個室》	446 単位 <small>（旧単位 438 単位）</small>	555 単位 <small>（旧単位 545 単位）</small>	596 単位 <small>（旧単位 586 単位）</small>	665 単位 <small>（旧単位 654 単位）</small>	737 単位 <small>（旧単位 724 単位）</small>	806 単位 <small>（旧単位 792 単位）</small>	874 単位 <small>（旧単位 859 単位）</small>
併設短期入所生活介護費 （Ⅱ） 《多床室》	446 単位 <small>（旧単位 438 単位）</small>	555 単位 <small>（旧単位 545 単位）</small>	596 単位 <small>（旧単位 586 単位）</small>	665 単位 <small>（旧単位 654 単位）</small>	737 単位 <small>（旧単位 724 単位）</small>	806 単位 <small>（旧単位 792 単位）</small>	874 単位 <small>（旧単位 859 単位）</small>
機能訓練体制加算	12 単位						
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13 単位						
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位						
処遇改善加算（Ⅰ）	（所定単位数の 83/1000）						
特定処遇改善加算（Ⅰ）	（所定単位数の 27/1000）						
送迎加算	184 単位（送迎実施日のみ）						

☆介護保険外

	個室	多床室
居室代	1,171 円	855 円

	日額
食事代	1,392 円

※介護保険の負担割合については、介護保険負担割合証の記載内容に応じて1割・2割・3割のいずれかとなります。

※介護保険負担限度額認定を受けられている場合は、その認定書に記載されている食費・居住費の負担限度額を請求させていただきます。

※散髪の日とショート利用日が重なった時に限り、理容サービス（¥1,000/1回）を受けることができます。

☆1日のご利用料金の目安（介護保険負担割合が1割負担で、介護保険分と介護保険外の分を足した料金です）

※あくまでも目安です。処遇改善加算などは含まれていません。また、食費・居住費が減免無しの場合での目安となります。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室の場合	3223円	3332円	3386円	3455円	3527円	3596円	3664円
多床室の場合	2907円	3016円	3070円	3139円	3211円	3280円	3348円

☆介護保険負担限度額認定申請について

ショートステイを利用する方の食費・居住費は、全額ご本人で負担して頂く必要があります。しかし、所得が低く食費・居住費を負担することが難しい利用者には、申請により、その一部が介護保険から「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として給付されます。

市町村民税非課税等の要件に該当する方が対象になります。申請により交付された「介護保険負担限度額認定書」をもとに、ご利用者の負担段階を確認しております。

利用者負担段階	対象となる人		居室費等の負担限度額		食費の負担限度額
			従来型個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者 世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者	預貯金等が 単身世帯の場合 1,000万円以下 夫婦の場合 2,000万円以下	320円	0円	300円
第2段階	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入＋非課税年金収入が80万円以下		420円	370円	390円
第3段階	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、第2段階以外の方		820円	370円	650円
第4段階 （負担限度額なし）	上記以外の方		1171円	855円	1392円